

ストレス
チェック
制度って？



Q ストレスチェックって何ですか？

「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票(選択回答)に労働者が記入し、それを集計・分析することで、**自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる調査**です。

「労働安全衛生法」という法律が改正されて、労働者が50人以上いる事業所では、**2015年12月から、毎年1回、この検査を全ての労働者※**に対して実施することが義務付けられました。

※契約期間が1年未満の労働者や、労働時間が通常の労働者の所定労働時間の4分の3未満の短時間労働者は義務の対象外です。

Q 何のためにやるのでしょうか？

労働者が自分のストレスの状態を知ること、ストレスをためすぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は医師の面接を受けて助言をもらったり、会社側に仕事の軽減などの措置を実施してもらったり、職場の改善につなげたりすることで、「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みです。

Q いつまでに何をやればいいのか？

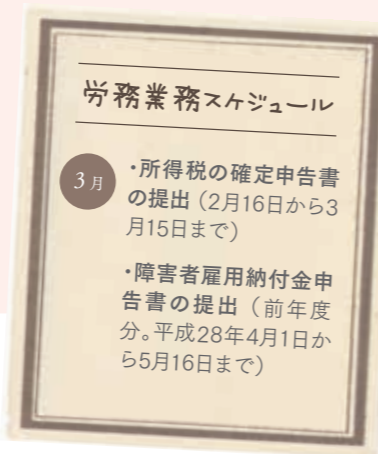
2015年12月1日から2016年11月30日までの間に、**全ての労働者**に対して1回目のストレスチェックを実施しましょう。

健康保険法等の制度改正

《改正内容》

平成28年4月1日から

- 健康保険法における現在の標準報酬月額の高級の上級に3等級が追加され、上限が引き上げられます。
- 健康保険法における年度の累計標準賞与額の上限が540万から573万円に引き上げられます。



お気軽にお電話またはご来訪下さい。

※ご来訪される場合、事前にご連絡をお願い致します。病院訪問のご希望があれば、ご連絡下さい。

京都府医療勤務環境改善支援センター
TEL 075-354-8830 FAX 075-354-8834

京都医療労務管理相談コーナー
TEL 075-354-8844 FAX 075-354-8834

業務時間

月曜日～金曜日(土日祝日、年末年始を除く) 9時30分～17時30分

場所

COCON 烏丸8階(京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地)

相談内容など秘密は厳守します。

京都府医療勤務環境 改善支援センター

Support Center News



March 2016 | Vol. 3

～理事長・院長・事務長・看護部長等管理職対象～

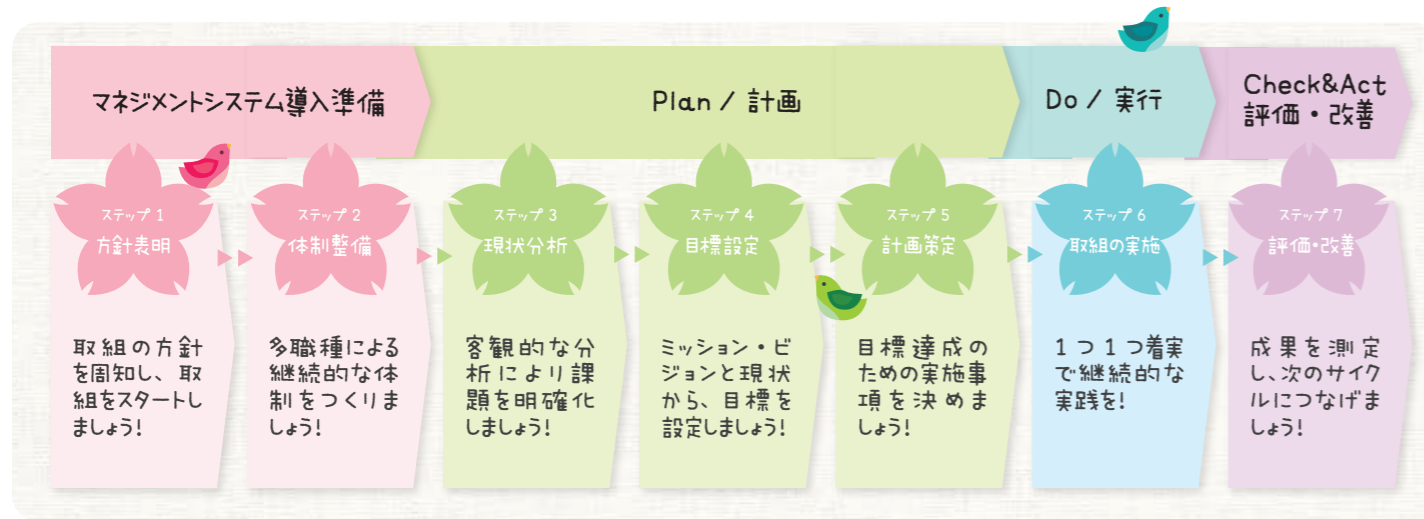
医療従事者確保・定着のための 経営・勤務環境改善研修



10月22日(木)開催の医療従事者確保・定着のための経営・勤務環境改善研修第2回目において「勤務環境改善マネジメントシステムの導入、活用方法について」をテーマに、特定社会保険労務士の福島 通子氏(塩原公認会計士事務所)より、本システムの導入について、「医療分野の「雇用の質」向上のための勤務環境改善マネジメントシステム導入の手引き(改訂版)」をもとに、7つのステップに分けて要点を説明された。



医療勤務環境改善マネジメントシステム導入ステップ



ステップ 1 方針表明

組織全体の取組とするために、医療機関のトップが「医療スタッフの安全と健康を確保することが、医療の質を高め、患者の安全と健康を守ることに繋がる」ことを目的にシステムを導入することを宣言し周知する。
目先の得失にとらわれず、小さな改善からスタートし、広い視野を持つ。

ステップ 2 体制整備

多職種による継続的で実情に応じたチーム体制を作る。
経営のトップが必ず承認または直接関与することで医療機関全体の取組と位置づける。

ステップ 3 現状分析

実態を正しく認識することが適切な対策に結びつく。
収集した定量データと定性的データを現状分析シートに落とし込み、分析し、問題点を解決するための課題を抽出する。

ステップ 4 目標設定

分析結果を踏まえ、一定期間に達成すべき方向性に則した目標を設定する。
まずは、短期間で実現性が高く、現実性のある目標を設定することで、組織に取組を浸透させる。

ステップ 5 計画の策定

目標を達成するためのアクションプランを策定する。
策定に際しては、優先順位の高さを考慮し、実施時期、方法等を検討し、現実的で継続できる内容とする。

ステップ 6 取組の実施

取組によって、一部施行実施を行った上で本格実施を行う。
計画に基づき改善を実施するためには、多くの問題を一挙に解決しようとするのではなく、関係者の理解を得つつ着実に解決し、継続的に運用して行く。

ステップ 7 評価・改善

目標の達成状況を確認し評価を適正に行うことで、次の計画策定に活かし、継続的にサイクルを回していくことで、勤務環境改善の取組を定着させていくことが重要である。
評価結果は、迅速にフィードバックする。

2月の活動内容



① 医療機関への病院訪問

勤務環境改善推進員および社会保険労務士等のアドバイザーを直接、医療機関へ派遣し、現状の勤務環境の把握、勤務環境改善に関する相談・支援を行っています。

※平成28年2月：3施設

② 勤務環境改善に取り組む医療機関への個別支援・相談対応等

随時医業経営や労務管理のアドバイザーが医療機関からの勤務環境改善に関する相談、照会等に対応すると共に、ニーズに応じて医療機関に勤務環境改善推進員、社会保険労務士等のアドバイザーを派遣し、勤務環境改善のための取組を支援を行っています。



◆医療従事者確保・定着のための経営・勤務環境改善研修

第6回

日程 平成28年2月25日(木) 14:00~18:00

テーマ及び講師

[第1部] 「医療従事者の確保と定着について
～看護師採用の具体的な事例から～」

諸橋 泰夫氏
(南東北グループ 人材開発部部长)

[第2部] 「診療報酬改定と医療法人改革〔その2〕」

石井 孝宜氏
(石井公認会計士事務所 公認会計士・税理士)

今後のスケジュール

◆病院訪問

※平成28年3月：2施設



◆京都府医療勤務環境改善支援セミナー ワークショップ

第3回

日時 平成28年3月9日(水) 14:00~16:00

会場 京都私立病院協会第1会議室

テーマ 「入り口戦略で人材定着率UP(仮題)」

講師 石原 智香子氏(石原事務所 特定社会保険労務士)

内容 平成26年10月事務長会拡大常任委員会にて「従業員定着のための今日的、病院人事労務」のテーマでご講演をいただき好評であった石原 智香子氏に、医療勤務環境改善支援センターでもご講演いただきます。ワークショップ形式で、就業規則のポイント(労働時間・休日、退職規程)、雇用契約書の必要性、これからの就業規則の動向等について研修を行います。